

介護サービス情報の公表制度における調査及びアセスメントに関する指針

1 趣旨

この指針では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項の規定に基づき、介護サービス事業者に対して兵庫県が実施する調査について（以下、「法に基づく調査」という。）必要な事項を定める。

あわせて、「介護サービス情報の公表制度」（以下、「公表制度」という。）における公表情報の客観性を担保し、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、公表制度を活用し、本県が独自で実施する行う調査及びアセスメント（以下、「調査等」という。）について（以下、「ひょうご介護サービス情報公表活用制度」という。）必要な事項を定める。

2 法に基づく調査

(1) 対象

介護サービス情報の公表システムへの報告内容に虚偽が疑われる場合や公表内容について利用者等からの通報等により疑義が生じた場合で、知事が調査を行う必要があると認めた事業所とする。

(2) 実施機関

知事が必要であると認めた事業所への調査は、県が実施する。

(3) 内容

知事が必要であると認めた事業所への調査は、状況に応じて、指導監査等を担当する機関（以下、「関係機関」という。）と連携し、又は関係機関と合同で行う。

(4) 結果等

知事が必要であると認めた事業所への調査結果については、必要に応じて、事業所及び関係機関等に通知を行う。

3 ひょうご介護サービス情報公表活用制度による調査等

(1) 対象

自ら調査等を希望した事業所とする。

(2) 実施機関の選定

自ら調査等を希望する事業所は、実施機関を自ら選択し、実施機関に対し、手数料を直接支払う。

(3) 調査等の内容

基本情報・運営情報（旧調査情報）・任意報告情報のうち、運営情報について、実施機関の調査員による事実確認を原則行う。また、併せて比較・評価の視点を盛り込んだアセスメントを実施する。

(4) 結果

実施機関は、調査等終了後、結果に不備がないことを確認の上、結果について県に報告を行う。

(5) 公表

調査等の結果については、県において介護サービスの情報の公表システムに反映させる
とともに、「サービスの質の評価を受けている事業所」として掲載する。また、県ホームペー
ジにも事業所名等を公表する。

(6) 調査等の実施機関

ひょうご介護サービス情報公表活用制度の調査等の実施機関(以下、「ひょうご介護サー
ビス情報公表活用制度専門調査機関」という。)は、平成23年度の公表制度の指定調査機
関のうち県に届出した事業者とする。

附 則

- 1 この指針は、平成25年3月1日から施行する。